



平成 24 年 1 月 19 日

各 位

会 社 名 K I ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 掛川 隆
コード番号 6747 東証第 2 部
問合せ先 取締役 若林 秀和
TEL 045-822-7101

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

平成 23 年 6 月 30 日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせした、中華航空股份有限公司から平成 23 年 6 月 14 日付で当社に対して提起された訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)について、平成 24 年 1 月 18 日付で和解契約を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 和解の相手方

- (1) 商 号：中華航空股份有限公司
- (2) 所 在 地：中華民国台湾省桃園縣大園鄉埔心村航站南路 1 号
- (3) 代 表 者：代表取締役会長 張家祝

2. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 23 年 6 月 14 日、中華航空股份有限公司(以下「原告」といいます。)から、同社に対し納入する予定であった航空機用座席等の納入に遅延が発生したとして、81,734,606.22 米ドル(株式会社三菱東京 UFJ 銀行の平成 23 年 6 月 30 日午前 10 時 26 分現在の TTS 為替レートである 81.73 円/米ドルで換算した額約 66 億 8,000 万円)の支払を求め本件訴訟の提起を受けました。

当社は原告からの請求について、その内容の妥当性を精査し、対応してまいりましたが、平成 24 年 1 月 18 日、原告との間で、下記 3 の内容の和解契約(以下「本和解契約」といいます。)を締結いたしました。

これは、当社として、本件訴訟の長期化による訴訟費用の増大及び人的資源の負担、特に耐空性改善命令への各航空会社の対応に係る当社の対応協力に及ぼす影響等を総合的に考慮した上で、本和解契約を締結することが当社にとって最善と判断したことによるものです。

なお、当社は、耐空性改善命令に関する原告の対応については引き続き協力すべく、原告と協議してまいります。

3. 本和解契約の概要

- (1) 当社が原告に対して、和解金 300 万米ドル(株式会社三菱東京 UFJ 銀行の平成 24 年 1 月 18 日午前 10 時 26 分現在の TTS 為替レートである 77.79 円/米ドルで換算した額約 2 億 3,300 万円)を支払う(注記：なお、原告が主張した営業損失に係る損害は本和解金額の算定基礎に一切含まれておりません。)
- (2) 原告は当社より上記(1)所定の和解金支払がなされたことを確認した日の翌日から起算して 2 営業日以内に本件訴訟及びこれに関連する一切の手續等を取り下げ、その余の請求を全て放棄する。

4. 今後の見通し

当社は、本件で支払うべき和解金額の全額について、既に損害賠償引当金として引当済であり、本件による当社の経営成績への影響はありません。

以 上